

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第12回定例総会会議録

令和4年12月12日（月）午後15時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
3番	大谷 大輝	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
6番	神 秀穂	13番	對馬 孝
7番	神 文人	14番	工藤 清
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 2番 長谷川 貴輝
5番 今 仁司

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第12回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前15時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午後15時から17時までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

議長	<p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の木村賢一委員、7番の神文人委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年11月16日 青森県農業委員会大会 場 所：青森市「リンクステーションホール青森」 出席者：農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、計8名出席</p> <p>報告第2号 令和4年11月25日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字三ツ沢地内 外 出席者：大谷大樹委員、中村広推進委員、佐藤亨推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第3号 令和4年11月25日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字三ツ沢地内 出席者：大谷大樹委員、中村広推進委員、佐藤亨推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第39号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第40号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>

議長

6. 議案の審議

議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第37号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。

番号41番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢 35番

地目 登記、現況ともに田

面積 400㎡

ほか、田が2筆で、その合計面積は613㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の贈与による所有権移転です。

番号42番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字清滝 12番2

地目 登記、現況ともに畑

面積 9,165㎡の持ち分132分の1

ほか、田が7筆で、その合計面積は277,562㎡ですが、記載のとおり、持ち分の移転となっております。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間の贈与による所有権移転です。

これらのことについて、資料4頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。

番号41番については、保全管理状態となっている土地について水稻の栽培を行う計画となっております。

番号42番については、畑および保全管理状態となっている持ち分について、野菜の作付を行う計画となっております。

これらの土地について、11月25日に大谷大輝委員、中村広推進委員、佐藤亨推進委員および事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。

その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第37号について審議に入ります。

議案第37号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第37号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定いたしました。 続きまして議案第38号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第38号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。 番号5番の詳細について説明します。 農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 68番10 地目 登記、現況ともに田 面積 422㎡ 譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。 転用理由は一般住宅の建築であります。 申請地について、6頁の地図をご覧ください。 申請地の北側一帯は10ha以上の農地の連担があることから、農地区分は第1種農地と判断されます。第1種農地の転用は原則不許可となりますが、申請地の西側と南側に住宅があることから、申請場所は集落に接続されているとみなされ、不許可の例外が適用されることから、本件についてはその例外規定が適用され、許可相当と認められます。 なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。 以上です。
議長	ただいま事務局から議案第38号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった大谷大輝委員より調査結果をお願いします。
大谷 大輝 農業委員	令和4年11月25日、中村 広推進委員、佐藤 亨推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

大谷 大輝
農業委員

議案第 38 号 5 番をご覧ください。
申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。
申請地は舞戸町字蒲生 68 番 10、登記地目現況ともに田で、面積は 422 平方メートルとなっております。
一般基準からみた判断を申し上げます。
周辺の農地に係る営農条件への支障については、北側・西側は水路、東側は農地に面していますが、土砂流出防止のため L 型擁壁を設置することとしており、雨水については地下浸透、生活排水については下水道へ接続することとなっていることから問題ないと見てまいりました。
また、申請面積は妥当であり、資金関係についても、金融機関からの融資を受けることとなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、許可相当と認められました。
以上、事前調査結果の報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。
それでは議案第 38 号について審議に入ります。
議案第 38 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第 38 号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手お願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 38 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第 39 号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、7 頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0 件
----	-----

地目別面積	田	0 m ²
-------	---	------------------

	畑	0 m ²
--	---	------------------

樹園地 0 m²
計 0 m²

2. 利用権設定

再設定 4件 36,509 m²
新規 6件 30,496 m²
計 10件 67,005 m²

議長

契約内訳

議長

3年未満の契約 0筆 0 m²
3年から5年契約 11筆 21,626 m²
6年から9年契約 0筆 0 m²
10年以上の契約 25筆 45,379 m²

議場

計 36筆 67,005 m²

貸手・借手内訳

議長

貸手農家 9名
借手農家 7名

地目別面積

議場

田 67,005 m²
畑 0 m²
樹園地 0 m²
計 67,005 m²

議長

3. 総地目別面積

議場

田 67,005 m²
畑 0 m²
樹園地 0 m²
計 67,005 m²

4. 農地中間管理機構

議長

出し手農家 0名
受け手農家 0名

事務局

地目別面積

田 0 m²
畑 0 m²
樹園地 0 m²
計 0 m²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号140

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢82番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,411 m²

事務局

外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 2, 5 6 2 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 1 0 年
賃借料 1 0 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 1 4 1
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢 8 1 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4, 4 5 3 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 1 0 年
賃借料 1 0 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 1 4 2
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須前田 1 3 3 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1, 1 4 5 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 1 0 年
使用貸借

番号 1 4 3
農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 4 2 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 2 8 6 m²
外 田 4 筆 合計 5 筆
合計面積 1 1, 6 7 0 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5 年
賃借料 1 0 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 1 4 4
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永 2 4 5 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1, 2 0 0 m²
外 田 6 筆 合計 7 筆
合計面積 9, 6 7 1 m²

事務局

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号145

農地の所在 鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇333番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4,129㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号146

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪92番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,201㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号147

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏82番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 8,480㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 全部で5俵で契約しております。

事務局

番号148

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津160番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4,521㎡

外 田12筆 合計13筆

合計面積 19,068㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1.5 俵で契約しております。

番号 149

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下栄山 161 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 309㎡

外田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 4,626㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3 年

賃借料 全部で 3 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 39 号について審議に入ります。
議案第 39 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 39 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 39 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第 40 号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 40 号の説明に入ります。13 ページをお開き下さい。
農地等の一括贈与に関して、地方税の徴収猶予に該当するものであることの承認を求めるものであります。

今回の案件は 5 月の総会で親から生前贈与を受けるということで議案が審議され、承認を受けたもので、移転登記が完了したものであります。

事務局	<p>土地の贈与にあたり、国税である贈与税と県税である不動産取得税の二つが徴収されることとなりますが、贈与税については相続時精算課税制度を利用して徴収猶予することです。</p> <p>不動産取得税については、農地であれば条件を満たすと徴収が猶予される制度があることから、受贈者から申請がなされ、議案として呈上しております。</p> <p>徴収が猶予される条件とは、 農地等の贈与を受けた日まで3年以上農業を営んでいるもの 贈与を受けた時点で満18歳以上の個人であること 贈与者の農地をすべて贈与すること 贈与者の推定相続人1人にすべての農地を贈与すること 贈与を受けるものが認定農業者であること</p> <p>今回の案件につきましては、いま述べた条件のすべてに当てはまっており、適格者であるとするものであります。 以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第40号について審議に入ります。 議案第40号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第40号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第40号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これもちまして令和4年第12回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の総会は1月10日(水)午前10時に開催予定。

議長

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前15時40分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 賢 一

〃 神 文 人